| | 短期 | 中期 | 長期 |
|---|---|---|---|
| 小割り式まあじ養殖業 | 全ての水域 | | |
| | 二・七三 | 三・二四 | 三・四一 |
| | ○・七六 | ○・九一 | ○・九五 |
| | ○・九三 | 一・一一 | 一・一六 |
| | 一・七五 | 二・〇八 | 二・一八 |
| 小割り式一年魚しまあじ養殖業 | 全ての水域 | | |
| | 六・五〇 | 三・七三 | 四・六五 |
| | ○・九五 | 一・一六 | ○・九五 |
| | 一・一六 | 二・二三 | 二・八〇 |
| 小割り式二年魚しまあじ養殖業 | 全ての水域 | | |
| | 三・五〇 | 四・六五 | ○・九五 |
| | ○・九五 | 一・一六 | 一・一六 |
| | 一・一六 | 二・二三 | 二・八〇 |
| 小割り式三年魚しまあじ養殖業 | 全ての水域 | | |
| | 二・三八 | 二・八三 | 二・九七 |
| | ○・七六 | ○・九一 | ○・九五 |
| | ○・九三 | 一・一一 | 一・一六 |
| | 一・五七 | 一・八七 | 一・九六 |
| 小割り式二年魚くろまぐろ養殖業 | 全ての水域 | | |
| | 四・九〇 | 四・九〇 | 四・九〇 |
| | 一・五四 | 一・五四 | 一・五四 |
| | 一・七七 | 二・〇〇 | 一・一六 |
| | 二・八六 | 三・二二 | 一・九六 |
| 小割り式三年魚くろまぐろ養殖業 | 全ての水域 | | |
| | 四・一八 | | 二・九七 |
| | 一・五四 | | ○・九五 |
| | 一・七七 | | 一・一六 |
| | 二・八六 | | 一・九六 |
| 小割り式四年魚くろまぐろ養殖業 | 全ての水域 | | |
| | 三・三五 | 三・九八 | 四・一八 |
| | 一・二四 | 一・四七 | 一・五四 |
| | 一・四二 | 一・六九 | 一・七七 |
| | 二・二九 | 二・七二 | 二・八六 |
| 小割り式五年魚くろまぐろ養殖業 | 全ての水域 | | |
| | 三・三五 | 三・九八 | 四・一八 |
| | 一・二四 | 一・四七 | 一・五四 |
| | 一・四二 | 一・六九 | 一・七七 |
| | 二・二九 | 二・七二 | 二・八六 |

第一号の表備考ロ中「第三十一号から第三十三号まで」を「第三十二号から第三十五号まで」に改め、同表備考レ中「第十三条第三十一号」を「第十三条第三十二号」に、「第十三条第三十二号」を「第十三条第三十三号」に、「第十三条第三十三号」を「第十三条第三十四号」に、「いう」を「、「小割り式五年魚くろまぐろ養殖業」とは、令第十三条第三十五号（令第二十二条の五において準用する場合を含む。）に掲げる小割り式五年魚くろまぐろ養殖業をいう」に改め、同表備考ネ中「、7区」を「、和歌山県、島根県、山口県、香川県、長崎県又は熊本県の地先水面を、「9区」とは、7区及び8区」に改め、同表備考ナ中「9区」を「10区」に改め、「、静岡県」を削り、「10区」とは、9区」を「11区」とは、静岡県、兵庫県、山口県、熊本県、大分県又は宮崎県の地先水面を、「12区」とは、10区及び11区」に改め、同表備考テを削り、同表備考エ中「ク、ヤ、マ、フ又はコ」を「コ、エ、テ、サ又はキ」に改め、同表備考エを同表備考ユとし、同表備考コ中「ヤ又はフ」を「エ又はサ」に改め、同表備考コを同表備考キとし、同表備考フ中「よる申出」の下に「（販売の目的によるものを除く。）」を加え、「ク、ヤ又はマ」を「コ、エ又はテ」に改め、同表備考フを同表備考サとし、同表備考ケ中「ヤ又はマ」を「エ又はテ」に改め、同表備考ケを同表備考アとし、同表備考マ中「ク」を「コ」に改め、同表備考マを同表備考テとし、同表備考ヤ中「ク」を「コ」に改め、同表備考ヤを同表備考エとし、同表備考ノから同表備考クまでを同表備考ケから同表備考コまでとし、同表備考ろまぐろ養殖業」を「、小割り式四年魚くろまぐろ養殖業及び小割り式五年魚くろまぐろ養殖業」に改め、同表備考ヰを同表備考マとし、同表備考ウを同表備考ヤとし、同表備考ム中「13区」を「27区」に、「、愛媛県、長崎県又は鹿児島県」を「又は長崎県」に、「14区」とは、13区」を「28区」とは、愛媛県又は鹿児島県の地先水面を、「29区」とは、三重県、和歌山県、徳島県又は宮崎県の地先水面を、「30区」とは、27区、28区及び29区」に改め、同表備考ノとし、同表備考ノの次に次のように加える。

オ　「31区」とは、香川県、愛媛県又は鹿児島県の地先水面を、「32区」とは、三重県、和歌山県、徳島県、長崎県又は大分県の地先水面を、「33区」とは、31区及び32区に掲げる県以外の都道府県の地先水面をいう。

ク　「34区」とは、徳島県、香川県、愛媛県、長崎県又は鹿児島県の地先水面を、「35区」とは、34区に掲げる県以外の都道府県の地先水面をいう。

第一号の表備考ラ中「11区」を「17区」に改め、「、和歌山県」、「、愛媛県」及び「、長崎県」を削り、「12区」とは、11区」を「18区」とは、和歌山県又は愛媛県の地先水面を、「19区」とは、三重県、徳島県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県又は沖縄県の地先水面を、「20区」とは、17区、18区及び19区」に改め、同表備考ラを同表備考ムとし、同表備考ムの次に次のように加える。

ウ　「21区」とは、千葉県、兵庫県、愛媛県、高知県、佐賀県、大分県又は鹿児島県の地先水面を、「22区」とは、和歌山県、徳島県、香川県又は長崎県の地先水面を、「23区」とは、21区及び22区に掲げる県以外の都道府県の地先水面をいう。

ヰ　「24区」とは、兵庫県、香川県、愛媛県、佐賀県、長崎県又は鹿児島県の地先水面を、「25区」とは、千葉県、静岡県、和歌山県、広島県、徳島県、高知県又は大分県の地先水面を、「26区」とは、24区及び25区に掲げる県以外の都道府県の地先水面をいう。

第一号の表備考ナの次に次のように加える。

ラ　「13区」とは、静岡県、香川県、愛媛県又は佐賀県の地先水面を、「14区」とは、兵庫県、和歌山県、山口県又は熊本県の地先水面を、「15区」とは、三重県、長崎県、大分県、宮崎県又は鹿児島県の地先水面を、「16区」とは、13区、14区及び15区に掲げる県以外の都道府県の地先水面をいう。

第二号の表（備考を除く。）を次のように改める。

| 区分 | 養殖業の種類 | 期間 | 率 |
|---|---|---|---|
| | 小割り式二年魚または養殖業 | 全ての水域 | | ○・九五% |
| | 小割り式三年魚または養殖業 | 全ての水域 | | ○・九五 |
| | 小割り式四年魚または養殖業 | 全ての水域 | | ○・九五 |
| | 小割り式五年魚または養殖業 | 全ての水域 | | ○・九五 |
| | 小割り式すぎ養殖業 | 全ての水域 | | ○・九五 |
| | 小割り式まさば養殖業 | 全ての水域 | | ○・九五 |
| | 小割り式二年魚めばる養殖業 | 全ての水域 | | ○・九五 |
| | 小割り式三年魚めばる養殖業 | 全ての水域 | | ○・九五 |
| | 小割り式四年魚めばる養殖業 | 全ての水域 | | ○・九五 |
| | 小割り式かわはぎ養殖業 | 全ての水域 | | ○・九五 |